

公益社団法人岐阜県森林公社分収林 J－V E R 販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）が、公社分収造林地で取得したオフセット・クレジット（以下「公社 J－V E R」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(購入の申込み)

第2条 公社 J－V E R の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、購入申込書（様式1号）を、理事長に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者、団体
- (2) 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者、団体
- (3) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体

2 理事長は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、公社 J－V E R の使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

3 申込みは、1トン（t-CO₂）単位で行うものとし、最低販売数量は1トン（t-CO₂）とする。

(購入者の決定)

第3条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容について審査のうえ、申込先着順に購入者を決定する。

(契約の締結)

第4条 理事長は、前条第2項の規定により購入者を決定したときは、契約書（別記「オフセット・クレジット(J-V E R) 売買契約書」3様式（公社無効化型、買受人無効化型、買受人が指定する法人無効化型））を作成し、契約者と取り交わすこととする。

(売買代金の納付)

第5条 購入者は、公社 J－V E R の売買代金を理事長が発行する納入通知書（様式2号）により、指定する期日までに納入するものとする。

(公社 J－V E R の移転・無効化)

第6条 理事長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット登録簿システム（オフセット・クレジット(J－V E R)制度に基づき発行されるオフセット・クレジット(J－V E R)を管理し、その取得、移転及び無効化について電子的に記録したものをいう。）の操作により、公社の保有口座から購入者が指定する保有口座へ、購入した数量の公社 J－V E R の移転を行うものとする。ただし、購入者がオフセット・クレジット登録簿システムにおける口座を持たない、若しくは、公社による公社 J－V E R の無効化を求める場合においては、公社は、自らの保有口座にある公社 J－V E R の内、購入者へ販売した公社 J－V E R の無効化を行うものとする。

(裁判管轄)

第7条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岐阜県美濃市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第8条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月17日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成29年12月14日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和3年7月1日から施行する。